

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書

小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「義務標準法」）の改正法が国会において成立した。

日本はOECD諸国に比べ、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多く、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要がある。

新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容の増加、また、暴力行為や不登校、いじめ等、児童生徒の指導面の課題が深刻化し、障がいのある児童生徒や、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著に増えている中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されている。

しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（28カ国）の中で日本は最下位であり、また、三位一体の構造改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫している。

よって、逗子市議会は、国に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 少人数学級を推進すること。具体的な学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月30日